

Qすくも 市議会だより

第98号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第三回定例会は、令和元年九月二日に開会し、十六日間の会期で九月十八日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分議案二件、「平成三十九年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案十三件、「令和元年度一般会計補正予算」など予算議案四件、「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例」など条例議案十件、その他の議案五件の合計三十四議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案十三件を除いて、いずれも原案どおり承認・可決されました。

市政に対する一般質問は、九日、十日に五人の議員が質問に立ちました。また、十日には議案に対する質疑が行われました。

議会に提出された陳情は、「奥谷美術館の建設について」及び「国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求め

る意見書の提出について」が審議され、ともに採択となりました。

最終日には議員から「宿毛市議会改革調査特別委員会設置について」が提出され、賛成多数で可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

○一般会計（議案第一六号）

今回の補正予算は、総額で八千二百二十一万五千円が増額補正され、累計で百四十八億五千二百十三万六千円となりました。

第三回（九月）定例会日程

9月3日（火）	本会議 開会、議案上程 提案理由の説明
4日（水）	休会 議案等精査
5日（木）	休会 議案等精査
6日（金）	休会 議案等精査
7日（土）	休会
8日（日）	休会
9日（月）	本会議 一般質問
10日（火）	本会議 一般質問、議案質疑
11日（水）	休会 委員会審査
12日（木）	休会 委員会審査
13日（金）	休会
14日（土）	休会
15日（日）	休会
16日（月）	休会
17日（火）	休会 委員会審査 委員長報告、質疑 討論、表決、閉会
18日（水）	本会議

（歳出の主なもの）

○災害用務等時間外勤務手当 一千八十八万八千円	○有害鳥獣対策報償金 二百七十九万円
○庁舎建設費 三千五百六万八千円	○県営漁港事業負担金 二百七十五万円
○社会福祉法人運営補助金 百三十六万九千円	○妹背山施設修繕料 百三十万円
○後期高齢者医療特別会計繰 出金 二百七十三万四千円	○観光拠点施設等整備事業 業戦略策定業務委託料 百万円

条例

◎議案第二十号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定」

法律が施行されたことに伴い、本市においては五本の条例改正が必要となることから、それらを一括で改正するための条例を制定するものです。

◎議案第二十一号「宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例」

ITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化が図られていることから、オンライン結合の制限等について一定の見直しを行うために、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第二十二号「宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例」

住民基本台帳法施行令の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が行われたため、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第二十五号「宿毛市家庭保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第二十六号「宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例」

消費税法の改正に併せて、高騰する人件費や光熱水費等への対応を図るため、宿泊料金の全面的な見直しを行うことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

◎議案第二十七号「宿毛市林野の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

令和二年度からの指定管理者制度の導入を予定している林野について、現行条例では指定管理対象施設から除外されているカフェスペースを対象施設とすることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第二十八号「宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例」

消費税法の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第二十九号「宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

宿毛市営住宅萩原団地を取り壊したことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

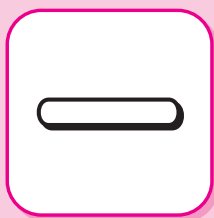
その他

◎議案第三十号から第三十四号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

沖の島辺地、北部辺地、西部辺地、大海辺地、南部辺地における公共的施設の整備を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うには本計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第三条第一項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号 第2号 第3号	専決処分した事件の承認について 専決処分した事件の承認について 平成三十年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、国民宿舎運営事業、幡多西部介護認定審査会、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療）並びに水道事業会計の利益処分決算認定について 令和元年度宿毛市一般会計及び各特別会計（国民健康保険事業、下水道事業、後期高齢者医療）補正予算	承認 承認 承認
第15号 第16号 第19号 第20号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定	承認
第21号 第22号 第23号 第24号	宿毛市個人情報保護条例の一部を改正する条例 宿毛市印鑑条例の一部を改正する条例 宿毛市税条例の一部を改正する条例 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	承認 承認 承認 承認
第25号	宿毛市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	承認
第26号 第27号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例 宿毛市林野の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	承認 承認
第28号 第29号	宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例 宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	承認 承認
第30号 第34号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	承認
意見書案 第1号	国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書	原案可決



市政のそこが聞きたい!!

第三回（九月）定例会の一般質問は、九日、十日の二日間に五人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



今城 隆 議員

宿毛小中学校PFIについて

問 開示文書でアドバイザーが黒塗りの理由は。

答 非公開とさせて頂いた部分については、有識者会議での議事録で、有識者会議に登場するアドバイザーとは宿毛市と官民連携アドバイザー業務の委託契約を締結しているアドバイザーであり、こちらは宿毛市情報公開条例第六条二号の規定に基づき非公開となっている。

問 一昨年、高松のGPMOがアドバイザーに決定。その後、業者選定に向けた作業を開始。今年一月末の選定委員会で山幸建設グループが優先業者となり、三月に契約を締結した。今後のアドバイザーもGPMOが行う。アドバイザーとして中立的ではないと考えるが。

答 私どもはそうのように思っていない。アドバイザーは中立を聞く。

問 次点グループの建築概要を聞く。

答 落選したグループには、事前に公開する事を了承していただいていないため企画提案については著作権にかかわるもので公開できない。

問 山幸建設グループは、企画提案書提出締切の一月十八日に間に合わなかったと聞く。間違ったのか。

答 企画提案書は遅れていない。

問 教育長に聞く。PFI学校建設に当たり県教委や文科省と意見交換をしたか。

答 県の教育委員会等は市が建設する学校施設の指導や助言を行うことはない。宿毛小中学校の校舎の配置や建設内容等について、今後も相談等を行う予定はない。

問 選定委員に松田川小学校長、保護者、住民代表を入れなかったのは当事者の排除と考えるが。

答 募集を開始するまでの検討委員会の場には、松田川小学校も含めた三校の教職員やPTA役員にも同席して頂き、意見をくみ上げてもらっている。当事者の排除と考えていない。

問 東京のフージャース、大阪の石本建築事務所、高松の合田工務店の参加は、企画提案書提出時か。

答 企画提案時には、第三者企業として参画をしていた。その後、優先交渉権者決定後に、SPCの協力企業、それから構成企業として位置づけをされた。

問 第三者企業がSPC（管理会社）に入ってきた。選定委員はこれらを確認して投票したのか。

答 選定委員は、構成について承知をしていた。

問 私が三月二十六日に公正取引委員会に申告したが、市に調査に来たか。

答 市に調査が入ったという話は聞いていない。

問 しっかりした情報公開で、健全な市政運営を行っていたきたい。

答 私たちはしっかりと不正なくやっている。できるだけものを公表していきたいと考えている。





岡崎 利久 議員

奥谷美術館の建設について

問 九千六百十九名の署名を受けての市長の考えについて問う。

答 奥谷美術館の建設が多くの方々の賛同を得たということとは、本市だけではなく、高知県西部における芸術文化の振興をはじめ、交流人口の拡大や、地域の活性化等の面で、大変意義のある大きな一歩だと認識している。

問 建設に向けての考えを問う。

答 建設に向けては、本市の単独財源での実現は困難であると考えている。

立地場所や建設費、維持管理費等を含めた諸課題について、県と協議を深める中で取り組みを進めていきたいと考えている。

三歳児の視覚検査について

問 三歳児の集団検診時、スポットビジョンスクリーナーの導入について問う。

答 スポットビジョンスクリーナーは、子供の弱視のリスクを高精度で検査を行うカメラのような機器で、約一メートル先から点滅する画面を見ることが、屈折率を判断する多角的屈折検査で、数秒で判断ができるものである。本機器の健診での使用状況は、高知市、南国市、土佐市、四万十市の四市が購入、またはレンタルし、実施している。その他の市町村は、県が病院から寄贈された機器を安芸福祉保健所及び須崎福祉保健所に設置されているものを使用でき、三十市町村のうち二十二市町が県から借用し検査を実施しているが、本市を含め、八自治体は実施してない状況にある。本機器の有効性など、導入自治体にお伺いをし、来年度に向けて検討してまいりたいと考えている。

問 本市で導入できないのであれば、県に要望し、幡多福

祉保健所に設置できないのか問う。

答 スポットビジョンスクリーナーによる検査の未実施の市町村は、本市を含め幡多福祉保健所管内の市町村が多くあり、機器の借用が遠方となるのが一つの理由であると考えている。幡多福祉保健所への設置についても、県に対して要望してまいりたいと考えている。

市道の維持・補修について

問 市道真丁線の現状について問う。

答 市道真丁線の現状は、市道の両サイドにある側溝の取水口より路面が低いことや、舗装が沈下している箇所が複数あることから、雨水排水がしづらく、路面に水たまりができやすい状況となっている。現在までに、部分的な排水対策や水たまり部分を舗装するなどの補修を行っているが、根本的な解決には至っていない。

問 市道真丁線の補修について問う。

答 市道真丁線の補修は、路面のかさ上げと路面排水対策をあわせて検討してまいりたいと考えている。



川田 栄子 議員

PFI事業について

問 要求水準書にある教育施設を軸としたまちづくりにつながる地域活性化となる具体的なヴィジョンがあるのか問う。

答 具体的なものはない。応募事業者から提案されること

を期待して要求水準書を作成している。

問 特定の事業者だけが三十年間も配当を得るPFI手法は公平公正と言えるか。富の配分ができるか。

答 地域経済には貢献できると考えている。

問 英国の会計検査院レポートから三つの指摘がある。まず自治体と民間との契約期間の長いことを問題視。長いことで競争原理が働かないなどを批判。二十年以上は長すぎると指摘がある。見解を問う。

答 英国の会計検査院のことを存じ上げない。

問 企業体を組むことが多いので個別業務間の責任の所在とお金の流れが不明確になる懸念がある。見解を問う。

答 事業の内容によっては有効であると考えている。

問 定めないリスクが起きた場合、公共と事業者のリスク分担が成功の鍵かもしれない。リスクの度合いは軽減されると思うが見解を問う。

答 想定外の事象が発生した場合、その都度協議する。

問 P F I 事業でも先ほど他市町村の事例など示したようにできる限り情報公開して説明している。宿毛の非公開文書では被害者は市民ではないか。情報公開条例は公開が原則。説明を求む。

答 情報公開という決まった形の中で情報公開している。

家庭ごみの戸別収集について

問 制度の内容を問う。

答 世帯全員が要介護認定、または障害等の理由により家庭ごみをステーションまで出す事が出来ず、ゴミ出しを手伝う親族等がない世帯を対象に普通ごみは隔週水曜日、資源ごみ及び粗大ごみは月一回個別に訪問し家庭ごみの収集と安否確認を行っている。

問 障害等の方々と高齢者と窓口は一緒になっているか問う。

答 障害等の方々は、福祉事務所、高齢者、又要介護認定

の方は長寿政策課の方で担当。申請は環境課で受けている。

問 戸別収集問題は地域の課題として制度の見直しが必要ではないか問う。

答 今後、現状や課題について関係課と関係機関で協議を進めてまいりたい。

メス猫不妊手術推進事業について

問 昨年度の実績から予算の減額は行わないと答弁がある。平成三十一年度の減額根拠を問う。

答 予算額の不足が見込まれる場合は補正予算を計上する。

問 飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていく目的の捕獲のため、有効に捕獲器が利用される。捕獲器の確保について問う。

答 捕獲器の購入は考えてない。



山岡 力 議員

宿毛市産材利用促進事業について

問 市産材の活用は、当市にとつて林業が重要な産業である点、住民の市外への流出に歯止めがかからない点、消費税率アップによる新築・増築経費が嵩む点、住まいの確保は生活の礎になる点等、非常に重要な意義がある。

市産材を使用して建築する住宅に補助をする意義・波及効果について所見を聞く。

答 森林保全・林業の発展に資するものと考える。地域活性化にとつても重要であると認識する。

問 市産材利用促進事業においては地元建築業者を施行者とし関連する水道店・電気店等にも仕事がゆき渡る。

林業の維持・発展と雇用の創出や地域の活性化にも繋がる。そして固定資産税という形で市に還元する。こうした循環させる経済政策について所見を聞く。

答 住宅を建築する際に補助事業がある事で自己負担が軽減され、結果として地元産木材が利用される事は一定の事業効果が見込まれる。

問 平成二十七年度に四十万市はこの事業の要綱の改定を行っている。主な改正点は二つ。一つは補助対象部材の変更がある。それまでは部材の指定はなかったが改正で土台・大引・梁・火打ち・筋交い等、十八項目の部材を指定した。もう一つの改正は延べ床面積に応じて補助金額は三通りあった。最大で百五十万円、中間の補助で百十万円であったが、改正で上限は一律で百万円にな

っている。

当該市の担当の説明は、十八の部材では市から補助を受け、残りの県産材では県からの補助をいただければ、多少とも多く補助が受けられる可能性があるという事である。

補助金下がったのは財政課との折衝で改正に至ったという。補助金額は下がった。しかし部材を指定するという布石を打つことによって、少しでも多くの補助をもらってほしいという予算措置ではなかったかと私は思い、担当課職員の市民への気持ちに感銘を受けた。

箱物を建設する事業も勿論大切だが市産材利用促進事業のようなソフト面の事業は職員の育成にも繋がるのではないかと。市長の所見を聞く。

答 人事ローテーションのなかで数年で他の部署に異動になるが、それぞれの施策に精通した人材をどう育てるか課題はある。他市の取組みについて議場で紹介いただく事は非常に大切な事であり、当市としても活かしてまいりたい。事業実施に関しては、林業従事者の確保や育成、原木価格の向上や販売拡大等、全体を見ながら効果的な事業を実

施できるように、調査研究するなかで形にしていきたいと思います。



堀 景 議員

防災対策について

問 長期浸水対策について、現在、小深浦の片島中学校から球場方面へ向かう市道に隣接した堤防では、波返しと道路の間に五〇センチの高さがあり、幅は二・五メートルの

平地ができるという。調査研究するなかで形にしていきたいと思います。

答 幅員約五メートルの市道をその平地までかさ上げすれば道路幅員が広がるが、背後地の条件変更で津波に対する設計が変わることやコンクリートで補強する市道部分の工事費についての負担区分や補助事業となるのかなどの課題があり、本年度に県と協議してまいりたい。

問 津波避難計画はどうなっているのか。

答 業者選定手続を経て、八月十六日にコンサルタント業者と契約を締結し八月三十日に業務を所管する危機管理課と業者担当者が打ち合わせを行い、今後の業務計画の確認や必要資料の提供等を行ったところである。

問 今回の津波避難計画の見直し時に避難道の見直しについても検討できないか問う。

答 今回の計画見直しに際しては、津波避難道の現地点検結果の反映や津波避難道等土

砂災害特別警戒区域調査結果との重ね合わせ等による安全化法対策の必要な区間の抽出等も実施することとしており、防災対策の一層の充実につながるように取組みを進めていく。

問 大島橋の建設について、いつごろになるのか問う。

答 現在、施工中である市道新田一号線の廻角橋の施工完了後に大島橋に着手する予定であり、令和四年度以降着手する計画である。

問 大島橋の建設を予定しているのであれば、県の堤防のかさ上げ工事等を同時に施工するなど、県と連携して作業のやり直しがないようにすべきではないか。

答 現時点での工事時期等の調整は困難であるが、今後、両事業の進捗に合わせて、必要な調整を行うなど県と連携して取り組んでまいりたい。

教育対策について

問 学校統合について、各学校における説明会の状況を教育長に問う。

答 今後発生する南海トラフ地震への対応や義務教育の九年間を見通した系統的な教育活動により教育効果を高める小中一貫教育を推進する観点等から小中学校再編計画の見直しに着手している。保護者の皆さんに説明会を開催してご意見をいただいている。

問 保護者からは高台への適地調査を早く進めると言われていると思うが、どうか。

答 津波浸水域にある学校については、できるだけ速やかに早急に高台移転なり改築が望ましいと考えている。



議員より提出された次の意見書案を全会一致で原案のとおり可決し、国会及び政府に提出しました。

意見書

◎意見書案第一号 国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書

現在、国の補聴器購入への助成は、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者で、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが七十デシベル以上の高度・重度難聴者が対象である。四十一デシベル以上の中等度以下の難聴者の補聴器購入には、助成制度がなく、生活に支障を来たす加齢性難聴者が増えている。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっており、最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差がないにもかかわらず、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器普及の遅れが指摘されている。

日本において、補聴器の価格は高額であるが、保険適用とはなっていない。重度難聴の場合の補装具支給制度の対象になれば一割の自己負担で購入できるが、中等度以下の場合には、購入後に医療費控除を受けられるものの、控除額は僅少であり高額な自己負担が伴う。また、低所得者にとっては、補聴器の購入そのものが困難と言わざるを得ない。欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にも繋がるものと考えられる。

以上の趣旨から、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを強く求める。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

▼陳情▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
第4号	奥谷美術館の建設について	採択
第5号	国及び政府に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の設立を求める意見書の提出について	採択

陳情第四号の委員長の審査報告は次のとおりです。

「奥谷美術館の建設について」は、宿毛商工会議所 会頭 立田雅弘氏が発起人である奥谷美術館の建設を進める会より提出されたものであります。内容につきましては、本市出身で高知県二人目となる文化勲章を受章された奥谷博画伯の作品について常設展示できる美術館の建設促進を議決するよう求めるものであります。審査の過程で、委員からは、「すぐに建てられるものでもないが、県と市が一緒になって建設に向けて協議していただきたい」という陳情者の思いを聞いた。また、内容は建設推進というものとなっているので、採択

しても良いと思う。」といった賛成の意見や、「建設推進という趣旨は理解できるが、表題の文言が独り歩きしてしまうことを懸念する。」といった意見が出されました。

陳情者の意見陳述も踏まえて、総務文教常任委員会では慎重に審議し、採決した結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第五号は、宿毛市社会福祉協議会 会長 大塚勉氏ほか三名より提出されたものであり、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情の要旨については、意見書の内容をご参照ください。

宿毛市議会改革調査特別委員会

(令和元年九月十八日設置)

宿毛市議会改革調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査を行うことになりました。

本議会におきましては、平成二十二年度に議会改革調査特別委員会を設置し、議会基本条例の制定、一日一委員会の開催、議会報告会の開催等の提言を行った経過がありますが、一般質問・議事の進行・議員活動のあり方など、まだまだ改革が必要と思われる事案があることから、再度、議会改革調査特別委員会を設置し、議会改革について調査研究をしていく所存ですので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

委員長 岡崎 利久
副委員長 山岡 力
委員 堀 景、三木 健正
委員 山戸 寛、寺田 公一



行政視察報告

産業厚生常任委員会が先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

【産業厚生常任委員会】

日時 八月二十三日(金)

午前十時より

視察地 山口県山口市

視察テーマ

「総合浸水対策について」

地震など災害が少なく、「住みやすい街」県都である山口市は、県の中央に位置しています。平成十七年十月による合併で、新「山口市」となり、面積は一〇二三平方キロメートルと県内で最も広く、様々な観光資源を有しています。



山口市総合浸水対策計画は、平成二十一年の中国・九州北部豪雨および平成二十五年の山口・島根豪雨により多くの床上・床下浸水被害が発生したことから、河川・下水道の整備や防災対策等、部局を横断した総合的な取り組みが急務となったため、検討委員会を設置し、調査や協議、検討を重ね、本計画を平成二十七年二月に策定しました。

組織としても、全庁的な取り組みをしなくてはならないことから、部局を横断し、取りまとめするために、下水道整備課内に新たに総合浸水対策室を設け、減災へと取り組んでいくこととしました。

対策の三本柱として「ためる」「ながす」「そなえる」があり、「ためる」では大型の雨水貯留施設を新たに整備し、また既設調整池等の貯水機能も有効活用しています。「ながす」では仁保川取水ゲートの開閉を

電動化し、遠隔操作できるように改良しました。大雨が想定される際には、事前にゲートを閉じ、市街地方面へ河川の水が入り込まないよう調整することで市民の安心が得られています。「そなえる」では市民自らが命を守る取り組みに努めるとともに、個人の宅地内に設置される雨水貯留タンクや浸透ますへの補助制度を創設し、被害の軽減に取り組んでいます。

本委員会は、どのような浸水対策事業があるのかや、またそれにかかる費用等について調査しました。

日時 八月二十三日(金)

午後四時より

視察地 山口県下関市

視察テーマ

「渚の交番島戸について」

二〇〇〇年に下関市豊北町の角島大橋が開通して間もなく、コバルトブルービーチの水面監視・救助活動を目的に角島に集うサーファーの有志を中心に結成された任意のボランティア団体「角島サーフレスキュー」が結成されました。さらに「誰もが訪れやすい、

美しい安全な海」を目指す為に地域社会の構築を図り、責任を共有し地域交易に貢献する目的で、二〇一二年に角島サーフレスキューを前身とする、NPO法人コバルトブルー下関ライフセービングクラブが設立されました。

このNPO法人が活動するための拠点施設として渚の交番島戸が整備されました。

渚の交番島戸は人命救助に始まり、海の環境問題、高齢化、空き家など、地域が抱える様々な課題について取り組みを行っております。

ビーチの清掃活動を行う際はボランティアを募り、多くの方々に参加いただいております。ただし、清掃活動だけでは、参加者の減少が懸念されることから、清掃後はサップ(※①)やクリアカヌーの体験等、楽しむことをセットで仕掛け、次回につながるよう工夫していました。

また、空き家の問題ではクラウドファンディング(※②)

を活用し、資金を集め、空き家をゲストハウスとして改修しました。今夏は大学生の研修場所として提供し、学生たちは渚の交番の活動の一助を担っていました。

本委員会は、渚の交番設立のきっかけや、運営方法及び今後の取り組みについて調査しました。

※① ボードの上に立ち、パドルを漕いで進むスポーツ

※② インターネットを通じ、自分の活動や夢を発信することで想いに共感・賛同した人や活動を応援したいと思ってくれる人から広く資金を集める仕組み



* 詳しい報告内容は、紙面の都合で割愛させていただきました。

なお、宿毛市議会ホームページに報告書全文を掲載する予定です。

各議員の議案等に対する意思表示の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
氏名	今城隆	堀景	三木健正	川田栄子	川村三千代	山岡力	高倉真弓	山上庄一	山戸寛	岡崎利久	野々下昌文	松浦英夫	寺田公一	濱田陸紀	議決結果
案件															
議案第28号	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	×	○	○	可決
陳情第4号	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	採択
宿毛市議会改革調査特別委員会の設置について	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	×	○	—	可決

【○：案件に賛成 ×：案件に反対 —：欠席】

●議会用語Q & A

Q 閉会中の継続審査・調査とは。

A 会議に付された案件を会期中に議了できず、閉会中に当該案件を付託された委員会が継続して審査・調査を行うことです。これには議決が必要です。

Q 議了とは。

A 会議に付された事件の全ての審議を終了することです。

★会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

〈編集後記〉

菊花薫る季節、皆様におかれましては、ますますご清祥のことと心よりお喜び申し上げます。令和元年も残すところ二ヶ月となり、時の流れの早さに驚くばかりです。

九月議会では、宿毛市議会改革調査特別委員会設置についての議案が提出され賛成多数で可決されました。皆様のご意見を市政に届けることは基より、地域を取り巻く環境の変化に対応した議会運営を行う為にも見直しや変革が必要と考えております。

また、新庁舎建設におきましては造成工事も始まりました。

年末に向け追々寒さが増してまいります。インフルエンザ等にも留意しながら元気にこの季節を乗り切ってまいりましょう。

〈編集委員〉

○三木健正
○今城隆
○山岡力
○山上庄一
○山戸寛